

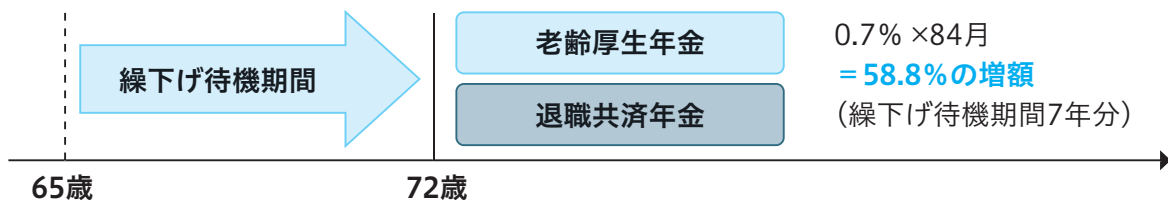
年金の繰下げみなし制度が 新設されました

令和4年4月1日より、老齢厚生年金の受給開始年齢が75歳まで拡大されましたが、令和5年4月からは、70歳以降に繰下げ請求をした際に請求時点における繰下げ受給を選択しない場合、請求の5年前に繰下げ請求があったものとみなして、過去5年分の年金を一括でお支払いします。

72歳で繰下げ請求をした方の場合

①請求時点における繰下げ受給を選択した場合

➡ 72歳で繰下げ請求をしたこととなります。



②請求時点における繰下げ受給を選択しなかった場合

➡ 請求時点から5年前である67歳で繰下げ請求をしたとみなします。

